

特定事業の進捗管理について

地区別計画で作成した特定事業の進捗管理については、各施設設置管理者との調整を図りながら以下の流れで行います。

今年度は、都心地域・下町隣接地域の特定事業について、平成 28 年度末までに実施した事業について照会し、回答を取りまとめて推進協議会に報告します。

また、区では、特定事業の実施にあたって活用することができる補助金として、文京区バリアフリー推進事業費補助金を設けました。(平成 29 年 4 月 1 日施行)

今後実施する事業者説明会において各施設設置管理者への説明を行い、補助金を有効活用いただくことによるバリアフリー化のさらなる推進を働きかけていきます。

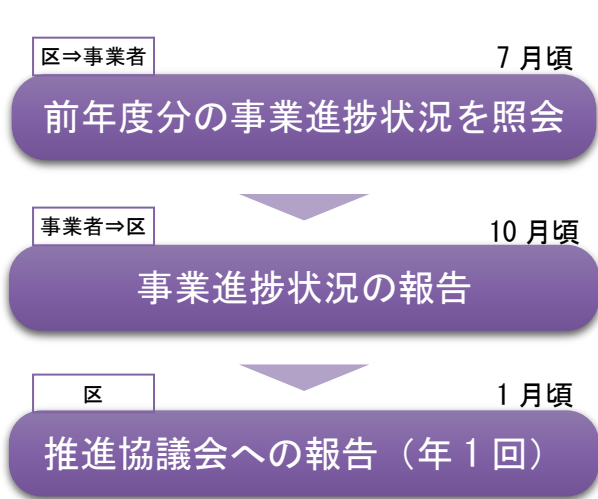


図1 特定事業の進捗管理の進め方



※補助金の申請は、各年度の区の予算額に達するまで受付予定

図2 特定事業の補助金交付までの流れ

表1 バリアフリー推進事業費補助金の概要

補助事業	条件	補助対象	補助額
バリアフリー整備促進事業(ハード)	地区別計画に定める特定事業	施設改修工事費、電気工事費、設計工事費、附帯設備及び工事費、施工管理委託費 他	事業経費の1/2 (上限100万円)
心のバリアフリー推進事業(ソフト)	(各施設それぞれ1回まで)	機械、器具その他の備品購入費、材料費、印刷費、研修費 他	事業経費の1/2 (上限25万円)